

中国の生態環境法典と企業への影響

～新たなステージに入った環境規制～

弁護士 大江橋法律事務所
弁護士 竹田 昌史

PROFILE

一、生態環境法典の全体像

1. はじめに

2026年3月12日、第14期全人代第4回会議において、「中華人民共和国生態環境法典」（以下、「本法典」という。）が可決され、同日付で公布、同年8月15日に施行されることになった。本法典は、合計1242条の条文で構成されており、中国では「民法典」に次いで2番目の「法典」となる。

本法典は、全体として企業への規制を統一的に整備し、その法的責任を強化する内容となっており、業界を問わず中国で事業を展開する日本企業への影響が大きいいため、その全体像と幾つかの留意点を解説する。

2. 全体像

本法典は、総則編、汚染防止編、生態保護編、グリーン・低炭素発展編、法律責任及び附則編の合計5編から構成されている。総則編では、本典全体に適用される原則が規定されており、生態環境影響評価制度も総則編に規定されている。汚染防止編では、大気汚染防止、水質汚染防止、土壤汚染防止等、従来、「大気汚染防止法」、「土壤汚染防止法」といった個別法規で規定されていた内容が整理・統合されており、中国で事業を展開する企業にとっては重要性が高いといえる。生態保護編では、自然資源の保護や野生動植物の保護、黄河・長江、高原といった重要地域の重点保護等を定めている。グリーン・低炭素発展編では、循環経済、省エネとグリーン・低炭素への転換、気候変動への対応を定めている。当該編は全体的に原則的な規定に留まるものの、地球規模の課題に対する中国の方針を初めて統一的に法制化した点は非常に重要な意味があると思われる。最後に法律責任及び附則編では、金額、人的範囲、処罰の程度等、様々な角度から法的責任の強化が図られている。

従来、中国の環境規制は、個別の関連法規が独立して存在し、各法規間での重複や不統一も見られたが、本法典で

は、合計10本の関連法規が廃止・統合され、その他の関連法規の一部規定も吸収されている。しかし、それは過去の関連法規の単なる寄せ集めではなく、「生態環境」という新しい基本概念を軸にして、中国の環境関連規制を新しいステージに進化させたと考えるのが適切と思われる。以下では、企業が知っておくべき留意点の幾つかについて解説する。

二、企業が知っておくべき留意点

1. 管理監督機関の統一

従来の環境関連法規では、複数の行政機関による主管分野の重複等がみられたため、企業にとって分かりにくいものになっていた。これに対し、本法典では、国务院生態環境主管部門が全国の生態環境保護業務を統一的に管理監督し、統一的に政策計画基準を制定し、統一的にモニタリングし、統一的に監督執行し、統一的に検査及び責任追及を行う「五つの統一」が明文化された。

2. 生態環境影響評価

環境への影響評価については、従来も「環境影響評価法」があり、同法が定める一定の都市計画や環境に影響を及ぼす建設プロジェクトに対して環境影響評価の実施が義務付けられ、環境影響評価を経ない計画及び建設プロジェクトの着工はできなかった。これに対し、本法典では、従来の環境影響評価法で定める限定を取り払うことで環境への影響評価の実施が義務付けられる範囲を拡大した。また本法典の名称からもわかる通り、本法典では「環境」から「生態環境」¹という単なる自然環境に限定されない包括的な基本概念が導入されたことにより、生態環境への影響評価の実施が義務付けられる範囲が拡大することが予想される。

更に建設プロジェクトにおける生態環境影響報告書に記載する事項の一つとして、当該プロジェクトに対する

¹ 「生態環境」とは、人類の生存及び発展並びに生態系の機能に影響を及ぼす各種の天然又は人による改造を経た自然的空間、自然的要素及びそれらが相互に結び付き、作用する総体をいい、大気、水、海洋、土地、鉱物資源、森林、連峰、草原、

湿地、氷河、高原、砂漠、野生生物、自然遺跡、人文遺跡、自然保護地、都市および農村などを含む（本法典第2条）。

排出管理の実施計画の記載が新たに義務付けられた。中国で工場を持つ日系企業が依然として多い中で、工場稼働の工程で出てくる汚染物質の排出処理及び管理は重要な問題であり、上記項目の追加は企業にとって留意すべき内容の一つと思われる。

3. 化学物質汚染のリスク管理

化学物質汚染のリスク管理については、従来、新化学物質環境管理登記弁法といった行政部門規則に基づき管理されていたが、本法典の制定により法律レベルで規制することが明記された。その中でも、事前登録を経なければその生産及び輸入ができない新化学物質の環境管理登記制度は企業の関心も高いが、本法典においても、新化学物質を生産、輸入する企業による事前登録が義務付けられ、事前登録がない新化学物質の生産、輸入、更にそれらを使った製品の生産が禁止されている。

更に新化学物質の事前登録制度違反に関する法的責任が強化されている。具体的には、従来は未登録の新化学物質の生産、輸入、使用加工に対しては、1万元以上3万元以下の罰金とされ、情状が重い場合には1年間の登記申請の不受理処分とされていた。これに対し、本法典では、改善命令と共に20万元以上100万元以下の罰金とされ、もし改善命令に従わなければ、100万元以上200万元以下の罰金及び生産制限命令に処せられ、更に情状が重い場合には新化学物質の登記証書の抹消、営業停止、閉鎖に処せられる。

4. 企業によるEPRの強化

EPRとは、生産者が、その生産した製品が使用、廃棄された後も適切なリユースやリサイクル、処分について一定の責任を負う考え方を指し、拡大生産者責任 (Extended Producer Responsibility) と言われている。本法典でも、企業のEPRに関する規定が定められている。例えば、法に基づく強制回収品目リストの製品及び包装物を生産、販売、輸入する企業は、国の規定に基づく回収の実施、再利用、一定条件下での無害化措置が義務付けられている。更に、電器電子機器、自動車、鉛蓄電池、動力電池等の製品生産

者は、自ら又は外部委託方式を通じて製品販売量に相応する廃棄製品の回収システムを構築し、公開のうえで有効な回収及び再利用を実現することが義務付けられている。日系企業の中にはこれらの分野に関わる企業が多いことから、自社製品の回収、再利用の仕組みについて改めて検証が必要となると予想される。

5. 責任強化

本法典では、上記のような新たな規制の強化に合わせて、違反した場合の法的責任も重くなっている。具体的には、第5編の法的責任及び附則では、企業・事業単位、その他の生産経営者及び個人が環境を汚染し、生態を破壊し又はその他法で定め状況に該当する場合、その法的責任を負い、環境汚染、生態を破壊する事故又はその他法で定める状況に該当する場合、当該企業等の法定代表者、主要責任者、直接の管理責任者及びその他の直接責任者が法的責任を負うものとされている。そのため、本法典の違反が環境汚染を伴う事故に発展した場合には、法定代表者を含めて法的責任を負う可能性がある点は注意が必要となる。

更に、上記のような環境汚染、生態を破壊する事故が発生し、情状が特別に重い場合、生態環境保護の管理監督部門が、法定の罰金額の2倍以上5倍以下の懲罰的罰金を科すことが認められている。このような懲罰的処分を定める点も、本法典の重要性を裏付けるものといえる。

三、最後に

今年の8月から本法典が正式に施行されることにより、外資・内資企業を問わず、中国で事業を行う企業の環境規制対応に少なからず影響することが予想される。特に中国に生産拠点を有する日本企業は、中国の環境関連規制が新たなステージに入ったことを認識し、中国拠点の法令遵守状況を検証しなおす必要があると思われる。

以上

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。